

行政処分状況について（処理業者以外）

（※）ここでいう「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。）、「施行令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令３００号）のことです。

令和7年5月15日現在

NO	被処分者の氏名（法人にあつてはその名称、代表者の氏名）	被処分者の住所（法人にあつては事務所の所在地）	許可の区分	許可番号	許可の年月日	処分の年月日	処分の内容	停止期間又は履行期限	処分の理由
1									

公表事案なし

（注１）公表は「山梨県における廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく不利益処分の公表要領」に基づき行う。

（注２）令和６年８月１日以降に行った処分が本公表の対象